

平成 18 年 5 月 15 日

行政手続法の施行状況に関する調査結果（概要） － 国の行政機関 －

総務省では、行政手続法の的確な施行・運用を推進するため、国の行政機関が、同法の適用がある処分について審査基準、標準処理期間及び処分基準を設定しているか等を調査しましたので、その結果を公表します。

今回の調査結果によると、下記のとおり、一部の処分で審査基準が未設定となっている等の状況がみられたことから、本日、調査対象とした各府省等に対し、審査基準の未設定状況の解消等を図るよう要請しました。

【第 1 調査の目的、調査対象機関等】

○調査時点

- ・ 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況並びに聴聞及び弁明の手續の実施状況

－平成 17 年 3 月 31 日現在－

- ・ 行政指導の書面の交付状況及び行政指導指針の公表状況

－平成 14 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日－

○調査対象機関

- ・ 全府省等（本省等（20 機関）及び地方支分部局の一部（34 機関－香川県又は福岡県を管轄区域とするブロック機関及び県単位機関の一部））

（注） 地方公共団体が国の法令に基づき行っている処分に関する調査結果については、別途公表予定。

【第 2 調査結果】

1 申請に対する処分

（1）審査基準の設定状況

（詳細は報告書 P 2～参照）

【審査基準】

申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

○行政手続法の対象となる処分 8,361 種類（本省等：5,790 種類、地方支分部局：2,571 種類）のうち、

- （i）審査基準を設定しているもの：7,071 種類（全体の 84.6 パーセント。以下同じ。）

本省等	：4,666 種類（80.6 パーセント）
地方支分部局	：2,405 種類（93.5 パーセント）

設定していないもの：1,290 種類（15.4 パーセント）

- （ii）前回調査時点（平成 14 年 3 月 31 日）では審査基準が未設定だった処分（991 種類）の

- うち、今回調査時点までに新たに審査基準を設定したもの：197種類
- (iii) 審査基準をホームページ等に掲載しているもの：1,941種類
(通知・通達などで審査基準を定めているもの4,277種類の45.4パーセント)

(2) 標準処理期間の設定状況

(詳細は報告書P4～参照)

【標準処理期間】

申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間

○行政手続法の対象となる処分8,361種類(本省等：5,790種類、地方支分部局：2,571種類)のうち、

(i) 標準処理期間を設定しているもの：5,973種類(71.4パーセント)

本省等	：3,747種類(64.7パーセント)
地方支分部局	：2,226種類(86.6パーセント)

設定していないもの：2,388種類(28.5パーセント)

(ii) 前回調査時点(平成14年3月31日)では標準処理期間が未設定だった処分(1,559種類)のうち、今回調査時点までに新たに標準処理期間を設定したもの：524種類

(iii) 標準処理期間をホームページ等に掲載しているもの：2,256種類

(通知・通達などで標準処理期間を定めているもの4,974種類の45.4パーセント)

2 不利益処分

(1) 処分基準の設定状況

(詳細は報告書P6～参照)

【処分基準】

不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

○行政手続法の対象となる不利益処分6,002種類(本省等：4,255種類、地方支分部局：1,747種類)のうち、

(i) 処分基準を設定しているもの：4,275種類(71.2パーセント)

本省等	：2,880種類(67.7パーセント)
地方支分部局	：1,395種類(79.7パーセント)

設定していないもの：1,727種類(28.8パーセント)

(ii) 前回調査時点(平成14年3月31日)では処分基準が未設定だった処分(1,559種類)のうち、今回調査時点までに新たに処分基準を設定したもの：154種類

(iii) 処分基準をホームページ等に掲載しているもの：752種類

(通知・通達などで処分基準を定めているもの1,823種類の41.3パーセント)

(2) 聴聞及び弁明の手續の実施状況

(詳細は報告書P 8～参照)

【聴聞及び弁明の手續】

不利益処分をしようとする場合に執られる手續。具体的には、

- 1) 許認可等を取り消す不利益処分や名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするときなど
⇒ 聴聞(処分される人が、意見を述べたり、証拠書類を提出したり、役所に対して質問をする手續)
- 2) 上記以外の不利益処分をしようとするとき
⇒ 弁明(処分される人が、弁明書やそれを証明する資料を役所に提出する手續)

○平成 16 年度中に、

- (i) 聴聞手續を実施した件数： 328 件
うち、当事者が聴聞期日に不出頭のため手續が終結したもの：121 件 (36.9 パーセント)
- (ii) 弁明手續を実施した件数：3,092 件
うち、当事者が弁明書を未提出のため手續が終結したもの：2,336 件 (75.5 パーセント)

3 行政指導の状況

(詳細は報告書P 11～参照)

【行政指導指針】

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

○平成 14 年度から 16 年度の 3 年間において、

- (i) 行政指導を受けた者からの求めに応じてその内容を書面で交付した件数：43 件 (4 省等)
- (ii) 公表された行政指導指針の件数：29 件 (5 省庁)

(本件に関する照会先)

- 担当部局：総務省行政管理局 行政手續・制度調査室
- 担当者：平野課長補佐、中澤係長、深川係員
- 電話：03-5253-5349 (直通)